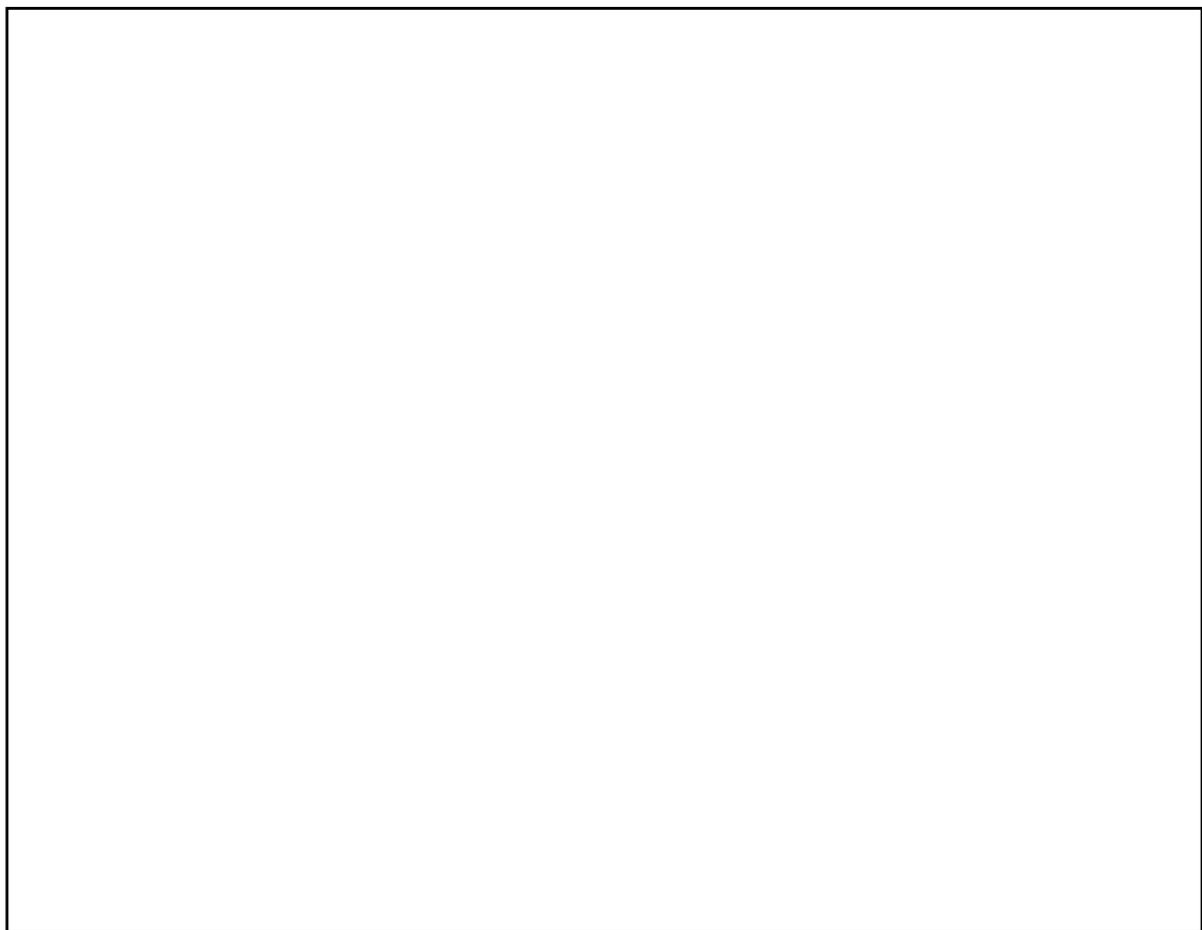


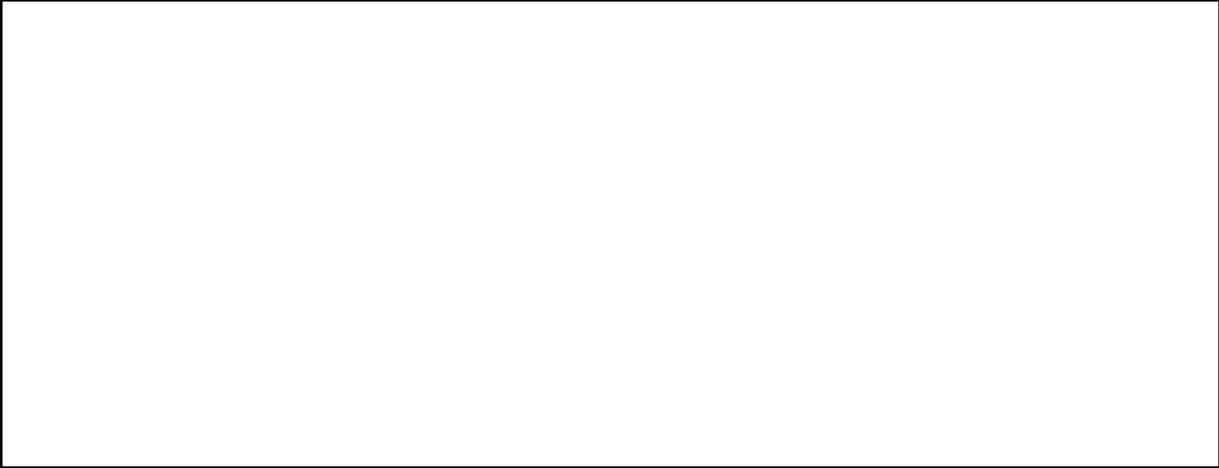
今後の展望

本県では、行動計画に基づき全庁的な推進体制により学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育や、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権研修など、あらゆる分野を通じた人権教育を推進してきた。また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の重要課題に対しても取り組みを進めてきた。

ところで、平成13年度人権意識調査の結果を見ると、「人権は重要である」と答えた県民や、「人権は自分に関係がある」と答えた県民の割合が高いことから、県民の意識の中で人権尊重に対する認識が一定進んできたことがうかがえる。(図1)

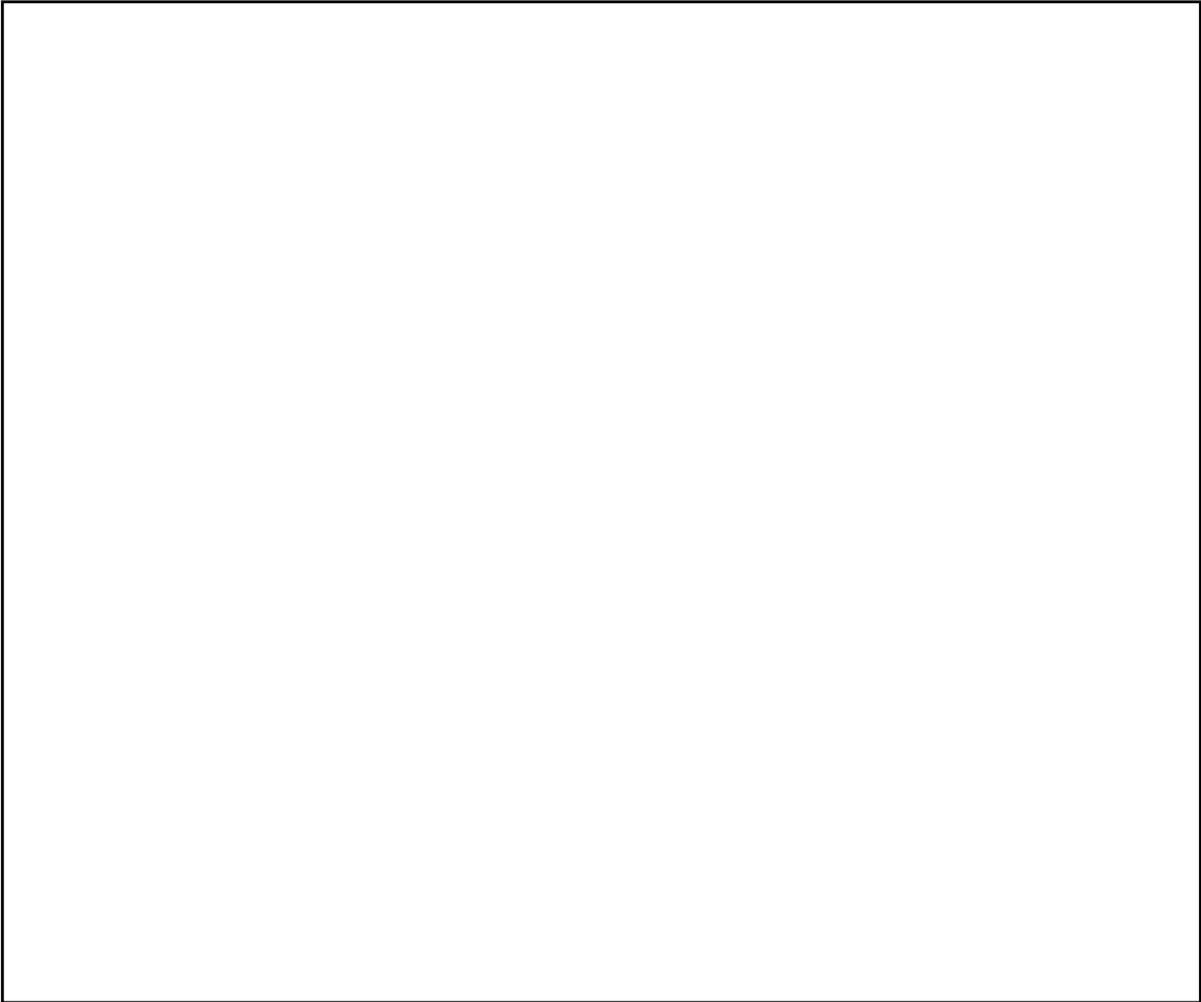


しかし、平成13年度人権意識調査によると、「人権は暗い」、「人権はむずかしい」と答えた県民の割合も高いことや、「人権が尊重されるとはどういうことか」については、割合が半数に満たない回答項目もあり、人権について多様な側面からは理解されていない傾向もあることから、人権が明るく積極的なもので多様な側面から理解が進むよう人権理念の普及を図る必要がある。(図2)



また、人権尊重や人権侵害についての考え方についての事例で、「間違っている」と答えた県民の割合が半数に満たないものもあり、人権について十分に理解されていない現状もうかがえる。さらに、現実には差別事象や子ども等に対する虐待が発生したり、インターネットを悪用した人権侵害等も増加しており、引き続き差別意識や偏見の解消に向けて取り組んでいく必要がある。

また、人権尊重の社会づくりに向けて「自分も努力すべきだと思う」と答えた県民は約6割となっており、人権尊重のための一人ひとりの主体的な行動をさらに喚起していく必要がある。(図3、4)



このようなことから、人権教育を推進していく場として、学校、家庭、地域社会、職場などがそれぞれの役割を担っているが、近年、家庭教育力の低下、地域社会の連帯意識の弱体化が指摘されており、学校、家庭、地域社会、職場などが互いに補完しながら、社会全体で人権を大切にできる環境づくりを進める必要がある。

また、行動計画の推進により取り組んできた教材等の整備、指導者の資質の向上、手法の改善などについて、これらを引き続き充実させるとともに、効果的に活用することが必要である。

さらに、人権教育の推進にあたっては、すべての人々を対象に取り組みを進める必要があるが、人々の人権と深い関わりを持つ職業に従事する人は、より一層人権意識の高揚に努め、その職務に当たることが必要であり、今後も引き続き重点的に人権研修を行い自己啓発を促すとともに、それぞれの職場で行われる研修が充実したものとなるよう情報提供等に努める必要がある。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の重要課題に対しても、今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。

また、人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民や企業、団体、NPO等による自主的な活動を促進する必要があり、今後も引き続き情報や学習機会の提供、人材育成等の支援を行うとともに、連携して取り組みを進める必要がある。

わが国においては、平成12年(2000年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)3月に同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。現在、この計画に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・人権啓発の総合的かつ計画的な推進が図られている。一方、国連においては、平成16年(2004年)12月の国連総会において「人権教育のための世界計画」に関する決議が採択され、「人権教育のための国連10年」終了後も、引き続き人権教育を推進していく姿勢が示されている。

本県では、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成15年(2003年)3月に「人権施策基本方針」を策定して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指した取り組みを推進している。基本

方針では、人権意識高揚のための教育・啓発と、人権が侵害された場合の救済としての相談・支援体制の充実を基本施策と位置付け、その推進に向けての方向性を示すとともに、各分野別施策の方向性も示している。なお、人権教育、人権啓発の推進に向けては、基本方針を受けて、平成16年(2004年)3月に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定したところである。

人権をめぐる課題は決して固定したものではなく、これまでもそうであったように、少子高齢社会の到来、国際化や情報化の一層の進展、新しい技術の開発等の社会の変化により今後も新たな課題が生まれてくるものであり、人権が尊重される社会づくりを進めるためには、行動計画に基づく取り組みの評価と課題を踏まえ、「人権施策基本方針」や「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を基に、今後も人権教育、人権啓発を積極的に推進していく必要がある。